

マイナンバー管理アドバイザーの皆様

マイナンバー管理アドバイザー 更新のご案内

一般社団法人 日本マイナンバー管理協会

マイナンバー管理アドバイザー更新のご案内

皆様方におきましては、日頃より協会の活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

この度は、マイナンバー管理アドバイザーの登録更新の手続についてご案内申し上げます。

一 マイナンバー管理アドバイザー登録更新について

マイナンバー管理アドバイザーの更新を受けることで、日本マイナンバー管理協会においてマイナンバー管理アドバイザーとして引き続き認定され、資格者証（IDカード）が発行されます。

登録更新には、登録料 10,800 円（税込み）が必要となります。有効期間は 2 年間であり、以降は 2 年毎に更新が必要となります。

また、登録更新には、更新のための講習を受講していただくことが要件となっております。更新のための講習費用は更新料の中に含まれており、別途費用がかかることはありません。

二 マイナンバー管理アドバイザー行動準則について

マイナンバー管理アドバイザーの登録更新の際には、マイナンバー管理アドバイザー行動準則を承諾していただく必要があります。

日本マイナンバー管理協会は、マイナンバー管理アドバイザーの行動準則として「マイナンバー管理アドバイザー行動規範」を制定しました。これによって「公平・公正な社会の実現」の理念に則った、企業倫理と法令遵守に根ざした活動の展開を行います。

「マイナンバー管理アドバイザー行動規範」

マイナンバー管理アドバイザーは、その活動にあたり、次の行動規範を遵守します。

- 一. 社会の信頼を得るために、誠実に行動します。
- 一. 活動に際しては、関連する諸法令を遵守します。
- 一. マイナンバー管理アドバイザーに対する社会的信頼を得られるように努めます。
- 一. 社会により一層貢献できるよう、知識と技能の向上に努めます。
- 一. 職務上知り得た秘密を、正当な理由がない限り第三者に漏らしません。

マイナンバー管理アドバイザーの登録更新を受けた者が、マイナンバー管理に関する業務において上記の行動準則に反し、法令違背、その他著しい不行跡があったと認められた場合には、協会の判断において登録を取り消す場合がございます。

三 マイナンバー管理アドバイザー業務支援制度について

マイナンバー管理アドバイザーのご登録者に対して、各種業務支援制度をマイナンバー管理アドバイザー専用サイト等で提供しております。

(1) マイナンバー管理アドバイザー専用サイト

マイナンバー管理アドバイザーには、登録時に付与された個人にIDとパスワードで、専用サイトにアクセスできるようになっております。

専用サイトでは、マイナンバーに関する最新の管理事例やトラブル事例、実務の参考になる情報を掲載していきます。また、当該サイトからマイナンバーに関する質問を協会にさせていただくことも可能です。さらに、実務で使用するマイナンバー対応帳票なども、ダウンロードしていただくことができます。

→マイナンバー管理アドバイザー資格者サイト <https://www.mma-jp.org/member/>

(2) マイナンバー最新情報案内<定期発信メールマガジン>

マイナンバーに関する最新情報や、事例、Q&Aなどをメールマガジンや会報誌などの形で定期発信いたします。

メルマガが不要な方は、マイナンバー管理アドバイザー登録更新申込書の「マイナンバー管理アドバイザーメルマガ拒否」欄にチェックをお願いします。(メルマガ拒否をされた方でも、重要なお知らせ等をご案内する場合がございます。)

(3) マイナンバー管理に寄与するツール・サービスの優待利用

実務上必要になってくる、各事業者が提供しているマイナンバー管理に寄与するツールやサービス。資格者は、資格主催団体である(一社)日本マイナンバー管理協会と提携している事業者の提供ツール・サービスを優待価格で利用することができます。

《優待利用①》

マイナンバーを書類管理するための<日本法令マイナンバー取得・保管セット>を一般販売価格の20%オフでご購入いただけます。

《優待利用②》

マイナンバーをPC上で管理するためのソフトウェア<マイナンバーソリューションパッケージ>の購入価格から20%の金額をキックバックでお支払いいたします。

→優待利用について詳しくは、マイナンバー管理アドバイザー資格者サイト

<https://www.mma-jp.org/member/>をご参照ください。

(4) マイナンバー関連業務相談窓口を設置

当協会では、「マイナンバー関連業務相談窓口」を設置しています。実務上の不明点や個別事例における疑問点や解決したい課題等が発生した時などに、いつでもご相談いただけます、安心してマイナンバー管理業務に携わることができます。

→業務相談は、マイナンバー管理アドバイザー資格者サイト

<https://www.mma-jp.org/member/>からお願いいたします。

四 登録更新手続について

(1) 登録更新申込書の提出

- ・ 同封の登録更新申込書に、必要事項を漏れなく記入してください。
- ・ 記入の際には、黒又は青のボールペンをご使用ください。

(2) 登録更新申込書の顔写真について

資格者証（カード）に使用いたしますので、鮮明なものをご用意ください。

- ・ サイズは、パスポート用と同じ、縦 4.5cm×横 3.5cm（顔の大きさは縦 2.5cm 以上）のもので、申込提出前、6ヶ月以内に撮影（**カラー撮影**）したものであること。
- ・ 無帽、正面、上半身、無背景であること。
- ・ 写真裏面に名前、生年月日をご記入ください。

(3) 更新料のお振込み

- ・ 金融機関にて、下記の口座まで更新料（**10,800円**）をお振込みください。
- ・ お振込みに要する手数料は、ご負担下さい。
- ・ 更新料は申込者の都合により取り消した場合でも払い戻しいたしません。

【更新料振込み用口座】

ジャパンネット銀行 ビジネス営業部 （普） 1 7 2 9 1 7 0

（口座名義：『一般社団法人日本マイナンバー管理協会』）

シャ）ニホンマイナンバーカンリキョウカイ

- ・ 振込みの際に金融機関より発行される、振込明細書、その他振込の記録となるものを、登録更新申込書に同封してください（コピー可）。また、インターネットバンキングをご利用された場合は、振込人名義・金額がわかるもののコピーを同封してください。
- ・ 銀行口座への送金以外の方法（例：現金書留・普通為替）では受付をしておりませんのでご注意ください。

(4) 登録更新のための講習の受講について

マイナンバー管理アドバイザーの登録更新におきまして、最新のマイナンバー知識習得のため、講習の受講をお願いしています。2018年1月20日に開催した講習会を録画したDVDを資格者証（カード）と一緒にご送付いたしますので、ご自宅でご受講ください。

【講習会 DVD 内容】

- ① 2017年までのマイナンバー制度の現状
- ② 改正個人情報保護法のおさえておくべきポイント
- ③ 2018年以降のマイナンバー制度、管理のポイント
 - マイナンバーと生活の関わり
 - 事業者のマイナンバー対応のポイント<管理体制構築・各種手続実務について>
 - 事業者のマイナンバー管理実例
 - マイナンバー漏えい事故まとめ
 - 今後のマイナンバー制度の展開について
- ④ <すぐ実践できる>PC1台で管理するマイナンバー管理手法と実務の流れ紹介
- ⑤ <すぐ実践できる>書類で管理するマイナンバー管理手法と実務の流れ紹介

(5) 登録更新申請受付と資格者証（カード）の発送について

登録更新申請に必要な書類 2点(登録更新申込書、振込の記録となるもの)を申込用封筒に入れ、郵便局（日本郵便株式会社）の窓口から簡易書留郵便として郵送してください。2名以上一括して法人名義等により更新料の振込みをした場合は、登録更新申込書等を1つの封筒に入れ一括送付してください。

手続き完了者へは、登録更新申込書の受領後3週間程度で資格者証（カード）を発送いたします。（DVDを同梱いたします。）

<お問い合わせ>

一般社団法人 日本マイナンバー管理協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-11-4 日本橋吉泉第2ビル5F

Tel : 03-3524-8168 (平日 10:00~17:00 土日祝はお休み)

Mail: mynumber@mma-jp.or.jp

お問合せ URL : <https://mma-jp.or.jp/site/contact/>